

草津市学校給食センター厨房機器更新工事仕様書

1. 一般事項

- (1) 工事名 草津市学校給食センター厨房機器更新工事
- (2) 工事期間 契約締結日から令和 12 年 8 月 31 日までの夏季休業期間中
(実工事日数: 約 100 日間 ※調理等委託業者作業期間と土日祝除く。)

2. 基本理念

「安心・安全でおいしい学校給食の安定的な提供」

3. 基本方針

- (1) 衛生管理が徹底された厨房機器を設置する。
- (2) 効率的で質が高く、環境に配慮した厨房機器を設置する。

4. 衛生基準等

- (1) 文部科学省発行「学校給食衛生管理基準」および厚生労働省発行「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた衛生管理に適合した機器とする。
- (2) HACCP（危害分析重要管理方式）の概念を取り入れた衛生基準や食品衛生、労働安全、保守管理等に配慮した機器とする。
- (3) 調理作業の効率化と労働負担の軽減を図るため、先進の自動化した調理・洗浄・保管機器を導入するとともに、エネルギーの合理化やランニングコストの軽減など環境に配慮した機器とする。

5. 基本条件

- (1) 施設の概要
 - 名称：草津市学校給食センター
 - 所在地：滋賀県草津市北山田町 350
 - 稼働開始：平成 25 年 4 月
- (2) 建物の構造・規模
 - 鉄骨造 2 階建、延床 4,052.8 m²
- (3) 調理場方式
 - ドライシステム
- (4) 使用熱源
 - ガス・電気の混合熱源で一次側付帯設備は既存流用のため、既存機器と同一熱源を使用した機種を選定すること。（詳細は、別紙 1：厨房機器一覧表に記載）
- (5) 運営方法
 - 調理・洗浄、配送業務は、外部（民間）委託により運営する。

(6) 調理内容

- ①主食（米飯） 基本的に週 5 日（パンは月 1 回、麺は年 3 回）
- ②副食 3 品＋牛乳（毎回提供）
- ③献立数 1 献立
- ④更新工事後の計画食数 最大 9,000 食/日（主食・副食）

参考：現在の調理能力 9,000 食/日

⑤使用食器等（参考）

現在使用している食器等を使用する。（別紙 2：使用備品一覧のとおり）

- ・食器は、常時 1 人 3 点使用。（飯椀、汁椀、角仕切皿）
- ・食缶は、現在使用している食缶を使用。
- ・食器カゴは、現在使用している食器カゴを使用。

カゴについては、1 食器 1 カゴ ※分割式カゴ（クラス別で使用）

- ・スプーンは、センターにて洗浄、保管。
- ・箸およびフォークは、取り扱わない。

(7) 調理・配送・洗浄等時間

- ①業務時間内で全ての業務が完了できるよう機器等の選定を行うこと。

②現在の作業時間

調理時間 6：00～

配送 第 1 便出発 10：00～

食器等回収 13：00～

洗浄・消毒・保管作業 13：30～16：00（清掃および翌日の準備等を含む。）

(8) 更新機器

別紙 1：厨房機器一覧表のとおり

- ①納入する機器類は全て新品とすること。

②次の備品は含まない。

- ・食器、食缶、食器カゴ等の什器備品
- ・調理備品（包丁、まな板、タライ、計量器、計量カップ等）

※機器の詳細については、「7. 更新機器の特記仕様」を遵守すること。

6. 工事にかかる経費

厨房機器更新工事の契約上限額は実施要領に記載する額とし、厨房機器の更新に伴い必要となる工事費用（撤去処分費、搬入据付費、給排水配管工事費、電気配線工事費、蒸気配管工事費、フードやダクトの工事費、試運転調整費等）の一切を含む。

その他、機器更新に伴い床や天井、壁面などの改修が必要となった場合でも、本工事費に含むものとする。また、機器導入後の継続的な運用指導体制の構築、不具合が生じた場合の対応にかかる調査費、対応工事費についても本工事費に含むものとする。

7. 更新機器の特記仕様

厨房機器はドライシステムに対応したものとし、「学校給食衛生管理基準」に則り、以下の点を遵守し、規格および仕様を計画すること。

■ 共通項目

- ・機器熱源については既存機器と同一とすること。(別紙1 参照)
- ・機器更新に伴う二次側接続工事も含むが、機器提案の際に既存一次側の設備能力を超える機器とならないようにすること。(一次側設備は今回の計画に含まれない。)

■ 検収・下処理機器

① プレハブ冷蔵庫・冷凍庫

- ・室内機および室外機の交換とし、庫内温度を冷蔵室で3℃、冷凍室で-20℃を維持できる設備であること。

■ 調理・加熱機器

① フードスライサー

- ・コンベア式で安全性に優れたものとする。
- ・食材の触れる部分は可能な限り分解でき、清掃性のよいものとする。
- ・付属の刃および円盤は以下の既存の刃および円盤と適合性があるものとする。
(数量は提案に委ねる。)

2 枚刃、短冊円盤、ユニバーサル円盤、輪切円盤、笹切円盤、卸円盤

② さいの目カッター

- ・切裁刃はプレートタイプとし、平刃と立刃で構成されたものとする。
- ・食材の触れる部分は可能な限り分解でき、清掃性のよいものとする。

③ 炊飯システム

- ・貯米→洗米→浸漬→配米→炊飯→蒸らし→攪拌の一連の工程で構成されたラインであること。
- ・1 釜あたり精米 7kg で1 時間あたり 40 釜を炊き上げる炊飯ラインシステムとし、2 ラインの構成で合計 80 釜/h を処理できる能力を有すること。
- ・異物混入対策に配慮し、洗米機は分解清掃ができ、米浸漬タンクとの配管は送米と還りの循環式とし、洗剤による自動洗浄ができるものとする。
- ・連続炊飯機は室内環境を考慮し、輻射熱を抑えた機種を選定すること。
- ・安全性に配慮し、米浸漬タンクには手すり付きの階段とガード付の大型ステージを設けること。

- ・炊飯釜を連続で処理できる専用洗浄ラインを設けること。

④連続式焼成機

- ・過熱水蒸気を熱媒体とした連続式加熱調理オーブンとし、「過熱水蒸気」、「熱風＋蒸気」、「蒸気」、「熱風」の4つの焼成モードを有すること。
- ・循環ファンによる強制対流方式とし、過熱水蒸気の最高温度は320℃以上まで設定できること。
- ・過熱水蒸気を噴射するノズルは上下に配置されており、食材や調理献立に合わせて個別に風量調整ができ、清掃時には工具なしで取り外しができること。
- ・扉を跳ね上げ式にするなど、庫内清掃がしやすい構造であること。

⑤フライヤー

- ・既存機器と同じく、調理時に食材の反転不要なネットコンベア式とすること。
- ・油や揚げカス等の処理が容易で、機器清掃がしやすい構造とすること。
- ・室内温度の低減を図る機能を有すること。
- ・ろ過システムを採用し、油等のランニングコストの低減を図ること。
- ・新油・廃油タンクを備え、自動供給および自動廃棄ができる構造とすること。

⑥真空冷却機

- ・1回あたりの処理能力は150kg以上とすること。
- ・衛生面を考慮し、パススルー式とすること。
- ・衛生管理基準に則り、真空方式は真空ポンプ＋熱交換器とし、水循環系統が食材によって汚染されない構造であること。

⑦回転釜

- ・1台あたりの満水容量は400ℓ以上とし、輻射熱を抑えた構造とすること。
- ・両面式とし、配缶時に食材が床に落ちにくいようにエプロン付とすること。
- ・蓋の開閉時に水滴が床に落ちにくい構造とすること。
- ・既存釜ピットに適合でき、釜底からレバー等の操作で排水ができる構造とし、清掃性に優れていること。
- ・給水用・給湯用のカランを備えたものとすること。

■洗浄・消毒機器

①器具消毒保管機・食缶消毒保管機

- ・既存機器と同等に、十分な乾燥、消毒が可能な収納容量を確保できる台数とすること。

- ・電気式機器については、電力デマンドを抑制するため、運転完了後に隣接機器に運転信号を発信する機能を有すること。
- ・衛生管理上、温度、時間を表示し、操作が容易なものとすること。

②食器消毒保管機

- ・既存機器と同等に、十分な乾燥、消毒が可能な収納容量を確保できる台数とし、天吊り式の機器とすること。
- ・作業効率を考慮し、専用コンテナの設置向きを問わない構造であること。
- ・衛生管理上、温度、時間を表示し、操作が容易なものとすること。

③食缶洗浄システム

- ・作業効率を考慮し、食缶等の本体レーンと蓋レーンの2レーン式とすること。
- ・既存食缶類を2時間以内に洗浄できる能力を有すること。
- ・確実な洗浄力を有すること。

④食器洗浄システム

- ・既存食器カゴ等（別紙2）を洗浄できる機構とし、現状と運用オペレーションが変わらないカゴごと洗浄するシステムとすること。
- ・確実な洗浄力を有すること。

⑤コンテナ洗浄システム

- ・連続方式でキャタピラコンベア型とし、洗浄エリアと除滴エリアで構成されていること。
- ・専用コンテナ（W1490mm×D880mm×H1650mm）を1時間あたり30台処理できる能力を有すること。
- ・既存洗浄ピットに収まる寸法であること。

■その他機器

①食器用コンテナ

- ・天吊り式消毒保管機と連結できる構造であること。
- ・衛生面を考慮し、天吊り式消毒保管機と連結する箇所は自動で開閉する構造とすること。

②粉砕機内蔵シンク（厨芥処理システム）

- ・野菜クズや残滓を細かく粉砕し、既存の床下ピット内の専用配管で搬送できる構造であること。

- ・専用の脱水機と連動する機構であること。

③生ゴミ処理機

- ・消滅型タイプとし、一日最大 500kg の処理ができること。
- ・好気性常温微生物の活動による分解原理であること。
- ・排水処理設備への負荷を考慮し、生ゴミを分解処理する菌床は無機物で構成されるものとし、機器本体は生ゴミ排水を貯留し水位を制御する中で、上澄み液のみ排水できる BOD 濃度に配慮した構造とすること。
- ・脱水された野菜クズや残滓が自動投入できる構造であること。

8. その他

○環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

(参照) 草津市ホームページくらし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

○熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

(参照) 草津市ホームページくらし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

○草津市の発注する建設工事等（建設工事に関連する調査、測量、設計等の業務の委託を含む。）における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式)により草津警察署に届け出るとともに、監督職員等に報告するものとする。

また、受注者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。

(様式については、草津市ホームページ(事業者向け―入札・契約―規則等―建設工事等における不当介入に対する通報・連絡制度を導入しました。)に掲載)

○現場代理人について

・現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。ただし、当該工事の請負金額が4,500万円未満の場合で、下記の(1)から(4)の全てに該当する場合には、現在施工中の請負金額が4,500万円未満の工事(ただし、4,500万円未満の工事であっても、現場代理人の兼務を認めていない工事は除く。)における現場代理人と兼務することができる。なお、現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結時に現場代理人・主任技術者等届と併せて「現場代理人兼務届」を提出すること。

- (1) 当該発注工事を含め、兼務する工事が3件までであること。
- (2) 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締等が困難なものでないこと。
- (4) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

なお、兼務配置とした工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、市は兼務配置の解除を通知します。速やかに現場代理人の変更等を行うこと。

- ・工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。
- ・現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるものを現場代理人・主任技術者等届に添付して提出しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに現場代理人・主任技術者等変更届を提出し、同様の確認を受けなければならない。

(参照) 草津市ホームページ―事業者向け―入札・契約―入札・契約情報

―建設工事に係る現場代理人、主任(監理)技術者の雇用関係の確認について

- ・現場代理人と主任技術者または監理技術者は、設計図書に定めのある場合を除き、これを兼ねることができる。
- ・官公需適格組合にあっては、組合員を現場代理人に選任することができる。

- ・現場代理人は、現場責任者の立場を明確にするため、現場代理人と明示した腕章を着用のこと。

○監理技術者の確認

監理技術者と雇用者の直接的かつ恒常的な（入札の執行日または随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3ヶ月以上の）雇用関係について所属業者名が記載されている監理技術者資格者証（以下「資格者証」）の交付年月日もしくは変更履歴により確認を行う。また、監理技術者講習修了証の確認を併せて行う。

（参照）草津市ホームページ―事業者向け―入札・契約―入札・契約情報
―建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係の確認について

○市内下請・市内材料調達の促進について

市発注の工事に関し、下請施工を必要とする場合、また施工に必要な各種の資材等の購入については、可能な限り草津市内に本社・本店を有する者の中から選定すること。

○コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

○週休2日取組促進型工事について（4週8休以上）

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週ごとに2日以上現場閉所

または、月単位の週休2日に取り組む旨を発注者と協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。対象期間、実施方法等については、「草津市週休2日取組促進型工事実施要領（営繕工事版）」に従うものとする。ただし、費用の計上については本実施要領の積算方法によりがたいため、費用計上の対象外とする。

○次の現場標示板の設置（寸法：(W)1.10m×(H)1.65m または (W) 0.90m×(H)1.80m）をすること。

草津市建設工事の現場標示板

〇〇工事のお知らせ この工事は、草津市が発注した工事で、〇〇年〇〇月頃完成する予定です。工事期間中は、ご迷惑をお掛けすることとは思いますが、皆様方のご理解とご協力をお願いします。	
工事名	〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	草津市 〇〇町他
発注者	草 津 市
工事概要	〇〇 〇〇m 〇〇 〇〇〇m 〇〇〇〇 〇〇〇㎡
工事期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
施工業者	〇〇建設株式会社 (電話) ×××一××××
工事金額	¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工事に関する内容は、下記までお問い合わせください。	
市担当課	草津市 部 課 (電話) 5 6 1 - 〇〇〇〇